

大崎市学校給食用物資納入者登録要領

(趣旨)

第1条 本要領は、大崎市内の学校給食施設に安全安心な学校給食用物資の納入が円滑に行われることを目的とし、学校給食用物資を納入する者の登録について必要な事項を定めたものである。

(定義)

第2条 この要領において「学校給食用物資」とは、物資規格規程に定める内容を満たした物資をいう。

(登録)

第3条 大崎市内の学校給食施設に学校給食用物資の納入を希望する者（以下「登録希望者」という）は、大崎市学校給食用物資納入者登録簿（以下「登録簿」という）に登録しなければならない。ただし、この登録は常時的な発注を約束するものではない。

(登録の区分)

第4条 登録は、別表1に掲げる取り扱い食材の区分により行う。複数区分の登録も認める。

(配送地区)

第5条 登録にあたっては、別表2に掲げる給食施設より配送可能な給食施設を選択すること。

(登録の基準)

第6条 登録希望者は、次の基準を満たしているものとする。また、別に定める取扱食材区分ごとの「物資規格規程」も併せて遵守するものとする。

- (1) 学校給食が園児及び児童生徒の健全な発育や食育に果たす重要な役割を認識し、誠意をもって適切に納入できること。
- (2) 宮城県内に本店、支店、営業所、工場等の固定した施設を有していること。
- (3) 食品に関する営業実績が継続して2年以上あり、経営状況が良好であること。ただし、上記に該当する者が新たに会社を設立した場合は、この条件を満たすものとみなす。
- (4) 納税義務が履行されていること。
- (5) 食品衛生法に基づく営業許可を要する事業所については、当該登録の際に当該管轄保健所による直近の巡回指導結果及び食品衛生監視票（簡易監視票可）を提出できること。
- (6) 衛生管理上必要な倉庫、冷蔵庫、冷凍庫、配送車両等の施設を有し、品質管理が適正に行われていること。
- (7) 製造、加工に携わる従業員全員の腸内細菌検査を1年間に2回以上実施し、その結果を遅滞なく提出できること。
- (8) 大崎市から衛生検査等に係る報告を求められた場合は、遅滞なく報告書を提出できること。
- (9) 随時の立入検査等については、速やかに応じることができること。
- (10) 食品衛生法などの関連法律や法令等を遵守していること。
- (11) 本市が求める学校給食の実施に必要な量を確実に供給でき、指定した期日及び時間に指定の場所に納入できる能力を有すること。また、不測の事態においても、誠実かつ迅速に対応できること。

(登録の申請)

第7条 登録希望者は、大崎市学校給食用物資納入者登録申請書に以下の書類を添付し、申請するものとする。

- (1) 大崎市学校給食用物資納入者登録申請書（様式第1号）
- (2) 大崎市学校給食用物資納入者誓約書（様式第2号）
- (3) 大崎市学校給食用物資納入者振込口座届（様式第5号）
- (4) 使用印鑑届（様式第6号）
- (5) 食品営業許可証（写）
- (6) 食品衛生監視票（簡易監視票可）（写）
- (7) 納税証明書（国税、県税、市町村税に未納がないことの証明書）

① 法人事業主

- ア 国税の納税証明書（その3の3）
- イ 県税の納税証明書（一般用）
- ウ 市町村税（住民税、固定資産税、軽自動車税）の納税証明書又は証明願

② 個人事業主

- ア 市町村税（住民税、固定資産税、軽自動車税）の納税証明書又は証明願
- イ 国民健康保険税の納税証明書又は証明願

- (8) 従業員の検便検査（赤痢菌、サルモネラ菌、腸チフス、0-157等）結果（写）

※登録後は隨時検査結果を郵送などで教育総務課宛て提出すること

- (9) 食品、製品自主検査成績書（写）

- (10) 委任状（様式第7号）

※(5)(6)については、食品衛生法許可を要する納入者を対象とする。

※(8)(9)については、食材加工（肉類、魚類、卵類、豆腐類、麺類、こんにゃく等）を行う納入者を対象とする。

※(10)は、必要に応じて提出する。

(登録の有効期間)

第8条 登録の有効期間は、大崎市教育委員会（以下「教育委員会」という）が別に定める。

(審査登録)

第9条 教育委員会は、第7条の規程により登録の申請があった場合は、申請書類の内容を審査し、妥当と認めるときは、大崎市学校給食用物資納入者に登録する。

2 前項の規定による審査の結果、登録を妥当と認めるものは「大崎市学校給食用物資納入者登録通知書（様式第8号）」により通知するものとする。

3 第1項の規程による審査の結果、登録を妥当と認められないものには「大崎市学校給食用物資納入者登録不許可通知書（様式第10号）」により通知するものとする。

(登録の変更)

第10条 登録者は、登録事項に変更が生じたとき、または営業を廃止、休業した場合など名簿登録を廃止しようとするときは、「大崎市学校給食用物資納入者登録変更届出書（様式第3号）」を速やかに教育委員会に提出するものとする。

(発注、納入等)

第11条 学校給食用物資の発注、納入等については、別に定めるものとする。

(処分等)

第12条 納入業者が、不良品等を納入し若しくは納入食材により健康被害が発生する等、学校給食に支障を生じさせ、または生じさせる恐れがある場合、「大崎市学校給食用物資納入者処分規程」に基づき、措置を行うものとする。

附 則

この要領は令和4年4月1日から施行する。

別表1

登録区分	取り扱い食材の区分	食材の例
A登録	単価契約している一般物資	乾物、缶詰、調味料、冷凍野菜 など
B登録	A登録以外の食材	精肉、鮮魚、青果物、調理加工品 など

別表2

番号	学校・給食センター名	住 所
1	大崎市立古川第一小学校	大崎市古川二ノ構7番67号
2	大崎市立古川第二小学校	大崎市古川福沼三丁目16番1号
3	大崎市立古川第三小学校	大崎市古川金五輪一丁目13番1号
4	大崎市立古川第四小学校	大崎市古川大宮八丁目2番1号
5	大崎市立古川第五小学校	大崎市古川穂波三丁目5番7号
6	大崎市立西古川小学校	大崎市古川保柳字氏子114番地1
7	大崎市立東大崎小学校	大崎市古川大崎字伏見梅田19番地
8	大崎市立古川中学校	大崎市古川二ノ構7番54号
9	大崎市立古川東中学校	大崎市古川旭四丁目5番1号
10	大崎市立古川西中学校	大崎市古川渋井字全壯191番地
11	大崎市立古川北中学校	大崎市古川荒谷字権現山5番地
12	大崎市立古川南中学校	大崎市古川穂波三丁目6番47号
13	大崎市立鳴子小学校	大崎市鳴子温泉字湯元29番地
14	大崎市立川渡小学校	大崎市鳴子温泉字築沢29番地
15	大崎市立鬼首小学校	大崎市鳴子温泉鬼首字八幡原19番地
16	大崎市立鳴子中学校	大崎市鳴子温泉字町西97番地1
17	大崎市岩出山学校給食センター	大崎市三本木字鹿野沢124番地8
18	大崎市田尻学校給食センター	大崎市岩出山上野目字中川原21番地1
19	大崎市大崎南学校給食センター	大崎市田尻沼部字早稻田15番地
20	大崎市大崎東学校給食センター	大崎市松山千石字鶴田115番地1